

妙高市情報公開・個人情報保護審査会会議録

1. 会議の名称

妙高市情報公開・個人情報保護審査会

2. 開催日時

令和5年7月25日（火）9時30分～10時40分

3. 開催場所

妙高市役所 本庁3階 302会議室

4. 出席した者の氏名

- (1) 委員 原野委員（会長）、中平委員（副会長）、砂山委員、岡田委員、村治委員
- (2) 執行機関 総務課：吉越課長、長谷川補佐、堀川係長、柴田主査

5. 議題

妙高市個人情報の適切な管理のための措置に関する規程について…承認

6. 発言の内容

議題 妙高市個人情報の適切な管理のための措置に関する規程について（市説明）

会長） ありがとうございます。皆さんご意見やご質問はありませんでしょうか。私から1点よろしいですか。この規定なのですけれども、今回新たに作るということですよ。

市） もともと妙高市個人情報保護事務取扱要領がありまして、その中では体制整備といった個人情報保護管理者というのが規定されておりまして、各課の個人情報の管理をやっていました。個人情報保護委員会の方で指針が示されておりますので、改めて国の基準に見直して、規定を新たに設けるといような取り扱いになります。

会長） この今回お示しいただいた25条までであるこの条文は、ゼロベースでお作りになったのですか。それとも委員会からモデルをいただいたものなのでしょうか。

市） 委員会の方から指針が示されておりまして、そこに41項目記載されておりますので、それに準じて規定を定めているものです。他の市町村を見ますと、ほぼその指針に沿って、文言も大体同じような文言で整備されているような状況です。

委員） 先ほど冒頭で会長の方から、素人が考えていることを発言してもいいよというように理解したものですから、直接関係あるかどうか分からないのですが先ほど教育の話がありました。そして私どもが昔やっていた時代と違って、オンラインといったケースが多いのだと思うのですよ。私は、フェイストゥフェイスでやって、いろんな議論をやった中で、自分の質問に対して、また違った意見があってやりとりする中で、醸成されてくる、それからステージアップしていくというのを経験して、それを推進していた側だったものですから。今はそれがなくて、例えばやる側の方でやりました。やってありますっていうものだけがですね、積みあがって行って、そして中身が本当にどうなのだろうというところが、私はいつも懸念しています。妙高市役所の話ではございません。一般の話として、そういったものもございますものですから、その辺のところはよく留意して、大事な

ところは確認して、一緒にのぼっていくという形が大事なのではないだろうかと思っている次第です。

市) 委員のおっしゃる通りだと思います。作ってもそれが活用されなければ、運用されなければ、意味のないものになりますので、今回の規程が成立した次には保護管理者に対して、保護担当者の指定について通知をさせていただきます。その後に、保護管理者がやるべき役割と保護担当者は保護管理者の補佐をするというような役割になっていますが、保護管理者はどのような確認をやらなければいけないのかについて通知をしつつ、秋には、先ほど個人情報保護委員会で動画配信の研修を予定しているというお話させていただきましたが、そういった担当者向けの研修も行いながら、この制度・規程が回っていくような形で進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

会長) 一つ質問させてください。第3条なのですが、総括保護管理者は副市長をもって充てるとあるのですが、妙高市の副市長は何人いらっしゃるのでしょうか。

市) 1人です。

会長) 第10条のアクセス制限のところなのですが第2項でアクセス権限を有しない職員は、保有個人情報にアクセスしてはならないと規定があるのですが、アクセスしてしまった場合のペナルティーはどこかで定められているのでしょうか。それとも、そもそも物理的に権限を持っていないとアクセスできないようにしているのでしょうか。

市) 大量の個人情報については、システムで管理をしております。そのシステムについては、指定された職員でしか入れません。特に重要な個人情報の取り扱いについては、指紋認証で入っていくような形で管理しております。各課で管理しているものについては、ファイリングというような形で、書棚で管理しております。その中で、総務課の場合ですと、特に重要な個人情報については、鍵のかかる棚で管理しています。物理的なものは棚、情報システム管理している個人情報については認証機能で、他の職員が入れないような形で管理をしているところです。

会長) その鍵の管理は誰でも取れるかたちだと意味がないと思うのですが、そのへんの手当てはされているのですか。

市) 総務課の場合は、職員の情報であったりすると、人事係の係長が管理していたり、業務を担当している係長が管理している状況です。鍵は出しっ放しにはなっていないくて、係長が管理するボックスで管理しています。アクセスの話ですけど、これについてはセキュリティポリシーというよりも、業務全般の話として、分限懲戒に当たるような大きな事故を起こせばそちらの方の適用になるという考え方があります。ただ、これまでの知っている範囲では、個人情報の事案として、処分されたものはなかったと思います。一昨年にメールの不適切なやりとりに対して、処分した事例があります。

委員) 第19条の個人情報取扱業務を外部に委託する場合ということなのですが、具体例としてどのような個人情報を外部に委託されるのかというのを教えていただければと思います。

市) 大量の発送業務をお願いしたりするときに個人情報をお渡しして発送する業務があったり、大きなイベントで申し込みが必要なもので、それを外部に運営を委託した場合に、個人情報の取り扱いが出てくるのが想定されます。

委員) 続いてなのですが、同6項で、派遣労働者派遣契約書に秘密保持義務と個人情報

の取り扱いの事項を明記するというような記載があると思うのですが、こちらは文脈からすると、外部委託先が派遣労働者の方に作業していただく時にその契約書を入れていただくという理解でよろしいでしょうか。

市) はい。そうです。

委員) そうすると、第8条の職員の中に派遣労働者を含むという中で、個人情報扱う方もいらっしゃると思うのですが、その方たちにも秘密保持等の個人情報の取り扱いに関する記載というのは、契約されるという理解でよろしいでしょうか。

市) はい。

市) 会長が先ほど副市長1人ですかと気になった理由は、上越市が2人だからということだったのででしょうか。

会長) 複数人におられたときの互選はどうなるのかと思ったものです。

市) 当市の方ですけど、お配りしております情報セキュリティポリシーについて10ページご覧いただくとわかるのですが、第3条で情報セキュリティの管理体制の中で、(1)最高情報統括責任者、CIOというふうに呼んでいますけど、それについては、副市長をもって充てるということになっておりまして、当市の個人情報ですとか、電子媒体での情報における最高責任者というのは、副市長に定めることが、決まっております、それについて整合をとるために副市長にしているというふうな考え方でご理解いただければよろしいかと思います。

委員) 大まかなイメージとしては、妙高市個人情報の適切な管理のための措置に対する規定というのが、概ね大枠のことを定めてあって、例えば14条で、誤送信だとかということに関しては、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置、チェック体制をとというようなことが書かれていて、その具体内容については、妙高市情報保護管理運用規定情報セキュリティ対策基準の中に細かく書かれているというような、イメージでよろしいでしょうか。

市) この安全管理措置の規定につきましては、この規定に基づいて、細かい部分は、これから通達を出します。例えば14条であれば、2名以上で確認することについて、各課の長である保護管理者が責任をもって、課内の職員に周知をする、確認をする、そういった形で確認していくというような形で考えています。ここではその具体的なところは示されていないのですが、通達の中で役割などを確認していくというようなことを行います。

委員) 教育現場でもみんなそうなのですが、ヒューマンエラーが、どこまでもゼロにするというのが難しいものですから。その具体策についてどう規定されるのかなというのを確認したかったです。ありがとうございました。

会長) 本件に直接関係ないのですが今後の進め方とか説明として、今回、2ページの表に基づいてこういうことなのですよというご説明いただいたのですが、もしかしたらこの条項案を1個ずつ見ていって説明いただく方が、いいのかというふうな印象を受けましたので、次回以降の審査会の時の説明の方法として、少し工夫というか、ご参考にしていただけたら嬉しいなと思います。皆さんご意見やご質問ありますでしょうか。それでは、妙高市個人情報の適切な管理のための措置に関する規程については、事務局提案の通り承認してもよろしいでしょうか。

各委員) 全員承認

報告事項 情報公開請求及び個人情報開示請求件数について（市説明）

会長） 皆さんご意見、ご質問はありませんでしょうか。私からすいません1点質問させていただきます。ご報告の1件目の方なのですが、ホームページで公表しているということでしたけれども、ホームページで、33ページの表が公表されているということですか。

市） 一つの個人情報ファイルについて1枚のシートを作成しておりまして、そのシートをすべて75枚分公開している状況です。ですので、添付の表は掲載していません。ファイル簿として登録しているシートA4 1枚あるのですが、そのPDF版を公開していません。

会長） 念のための確認なのですが、そこの中の個人情報というのは、さらされていないですよね。

市） 大丈夫です。ファイル簿は国の方から指定されている様式がありまして、それに基づいて作成をしております。

委員） 34ページの資料3ですが、これは何が公表される資料になるのでしょうか。

市） 毎年、前年度の件数につきましては、こちらの審査会の方で報告させていただいた後に、市報と市ホームページの方で、件数のみ報告をさせていただいております。具体的な内容は載せていません。件数のみの報告です。

会長） ご意見やご質問はありませんでしょうか。特にならなければ、終わらせていただければよろしいでしょうか。ありがとうございます。議題は以上ですが、その他何かありますでしょうか。それでは、以上で妙高市情報公開個人情報保護審査会を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。